

江戸川区景観法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号。以下「令」という。）及び景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号。以下「省令」という。）に基づき規定すべき事項並びに法、令及び省令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請者が法人の場合)

第二条 法、令、省令及びこの規則の規定により江戸川区長（以下「区長」という。）に申請、届出又は報告をする者が法人である場合は、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

一部改正〔令和元年規則二〇号〕

(認定申請書の提出)

第三条 法第六十三条第一項の規定に基づき区長に提出する景観地区内における建築物の計画の認定申請書（以下「認定申請書」という。）は、建築物の建築等の工事に着手する三十日前まで、かつ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項各号に規定する建築物に係る建築主事の確認を要する場合は、当該確認申請の七日前までに認定申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第六十三条第二項の規定に基づく計画の認定（以下「認定」という。）を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合における申請について準用する。

(認定申請等の取下げ)

第四条 認定申請書を提出した者は、区長が認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届により区長に届け出なければならない。

(建築等工事主、工事監理者等の変更)

第五条 認定を受けた建築物の建築等の工事の完了前に建築等工事主を変更しようとする者は、建築等工事主変更届により、法第六十三条第二項の認定証（以下「認定証」という。）を添えて、当該工事が完了する前に区長に届け出なければならない。

2 建築等工事主は、認定申請書を提出する場合において、工事監理者を定めていない場合にあつては当該建築物の建築等の工事に着手する三日前までに、工事監理者を変更した場合にあつては当該変更した日から三日以内に工事監理者届により、認定証を添えて区長に届け出なければならない。

3 建築等工事主は、認定申請書を提出する場合において、工事施工者を定めていない場合にあっては当該建築物の工事に着手する三日前までに、工事施工者を変更した場合にあっては当該変更した日から三日以内に工事施工者届により、認定証を添えて区長に届け出なければならない。

4 前三項の規定により添付した認定証は、当該届出を受理した日から七日以内に建築等工事主に返還する。

(工事の取りやめ)

第六条 認定を受けた建築物の建築等工事主は、その工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届により、認定証を添えて区長に届け出なければならない。

2 前項の規定により添付した認定証は、当該届出を受理した日から七日以内に建築等工事主に返還する。

(認定申請書等に記載すべき事項)

第七条 省令別記様式第二備考五及び六の規定に基づき江戸川区が定める項目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 建築物の概要 用途、敷地面積、建築面積、延べ面積、建築物の最高の高さ、構造、地階及び地上階のそれぞれの階数
- 二 建築物の形態意匠の内容 日本産業規格Z八七二一に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に基づく各立面のそれぞれの部位ごとの色の表示値（以下「マンセル値」という。）

一部改正〔令和元年規則二〇号〕

(認定申請書に添付する図面等)

第八条 認定申請書に添付する図面の大きさについては、日本産業規格A列三番及び二番を標準とし、これによりがたい場合は、日本産業規格A列一番とすることができる。

2 省令第十九条第一項の規定に基づき区長が適切と認める縮尺は、前項に規定する大きさの範囲内において省令別記様式第三備考に掲げる項目が明示され、かつ、立面図においては建築物の各部位が明示される範囲内で当該縮尺を変更することができるものとする。

3 認定申請書に添付する図書のうち、立面図の作成に当たって留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一 各立面図のそれぞれの部位ごとにマンセル値を記載すること。この場合において、立面図に施す彩色は、近似色によることができるものとする。

二 各立面に異なる色彩を施す場合においては、それぞれの立面ごとに立面図を作成し、提出す

ること。

三 建築物の外観の一部に使用できない色彩を使用する場合には、それぞれの立面の表面積に対する当該色彩部分の表面積の割合が、一割未満であることの算出根拠を立面図に記載すること。

4 省令第十九条第二項の規定に基づき区長が添付の必要がないと認める図書は、同条第一項第二号に規定する写真とする。

一部改正〔令和元年規則二〇号〕

(閲覧場所等)

第九条 省令第三十一条第四項の規定に基づき定める建築等計画概要書及び景観法令による処分の概要書（以下「概要書等」という。）の閲覧場所は、建築等計画概要書閲覧所（以下「閲覧所」という。）とし、その閲覧日及び閲覧時間は、江戸川区の休日を定める条例（平成元年三月江戸川区条例第一号）第一条第一項各号に掲げる日以外の日を午前九時三十分から午後五時までとする。

2 区長は、概要書等の整理その他の理由により必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。

3 前項の規定により臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を延長し、若しくは短縮するときは、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧申請書の提出)

第十条 概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧申請書を区長に提出しなければならない。

(閲覧所以外の閲覧禁止)

第十一条 概要書等は、閲覧所以外の場所で閲覧することができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第十二条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一 この規則又は係員の指示に従わない者

二 概要書等を汚損若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

四 建築物又は工作物を特定しない者

一部改正〔令和元年規則二〇号〕

(身分証明書)

第十三条 法第七十一条第二項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、立入検査員証によるものとする。

(申請書等の提出部数)

第十四条 この規則の規定による認定申請書及び届出書の提出部数は、それぞれ正本及び副本各一部とする。

(様式)

第十五条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

(委任)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則 (令和元年七月三〇日規則第二〇号)

この規則は、公布の日から施行する。